

Q & A

週休2日促進工事（営繕工事）に関して

（令和8年10月20日時点）

	質 問	回 答
No.1	全ての発注工事を対象とするのか。	令和8年10月20日以降に公告又は指名通知を行う全ての営繕工事で、原則として適用することとしています。 ただし、工事固有の条件（山間部の工事で施工期間が限定されるなど）により対応が困難な工事は対象外とする場合があります。
No.2	週休2日を達成できなかった場合、工事成績評定は減点されるのか。	提出された計画工程表が週休2日前提でなく、その後の打合せで監督員の修正指示に応じないなど、明らかに取り組む姿勢がない場合に、減点を行います。
No.3	急激な天候の悪化に対応するなど、受注者の責によらない理由で計画した現場閉所を実施できなかったことで完全週休2日を達成できなかった場合の救済措置は無いのか。	「実施要領」の2（2）「受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間」は、対象期間に含まないこととしています。そのうえで、対象期間において月単位の週休2日を確保すれば、達成したと判断します。 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）のために突発的な対応が発生した期間も、「受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間と考えられますので、県の工事監督員にご相談ください。
No.4	豪雪地域の工事現場では、現場閉所中であっても事故防止のために除雪作業のみを行うことが考えられるが、週休2日の対象期間はどうか。	「実施要領」の2（2）「受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間」は、対象期間に含まないこととしています。 除雪対応をせざるを得ない期間も、「受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間」と考えられますので、県の工事監督員にご相談ください。
No.5	「完全週休2日（土日）」の取組において、週を「原則として、土曜日から金曜日までの7日間」としているのはなぜか。	県の工事監督員がやむを得ないと認める場合、土曜日又は日曜日に現場作業を行い、同一の週内において現場閉所（現場休息）日を変更することができます。 変更を円滑に行うため、週を原則として土曜日から金曜日までの7日間としています。 工事着手前に受発注者間の協議により現場閉所（現場休息）日を土曜日及び日曜日から変更した場合は、あわせて、週の定義（週の開始曜日）を変更してください。
No.6	「完全週休2日（土日）」及び「月単位」達成時の、労務費等の補正係数による補正を無くしたのはなぜか。	従前、「完全週休2日（土日）」を達成した工事においては、労務費と現場管理費の補正を、「月単位」を達成した工事においては労務費の補正を行っていましたが、これは積算とは別に週休2日を普及させるために、政策的に加算額を設けていたものです。 国は、令和8年4月1日以降発注の工事において補正を無くしており、県が令和8年10月20日以降適用している「実施要領」で補正を無くしたのは、週休2日促進工事の取組状況や国の取組方針を踏まえたものです。

Q & A
週休2日促進工事（営繕工事）に関して
（令和8年10月20日時点）

	質 問	回 答
No.7	土木工事で設定されている「週休2日交代制」を営繕工事で設定しないのはなぜか。	週休2日交代制は、現場を閉所することなく、技術者や技能労働者の休日を確保することを目的としており、連続施工が求められるシールド工事などへの適用が想定されています。 営繕工事において、複数週に亘って連続施工が必要な工事を想定していないため、「週休2日交代制」を設定していません。
No.8	入札時に、「発注者指定方式（完全週休2日（土日））」と「発注者指定方式（通期）」はどの書類に記載されているのか。	設計図書に「発注者指定方式（完全週休2日（土日））」または「発注者指定方式（通期）」のいずれかの特記仕様書が添付されます。 （実施要領「別紙1」「別紙2」参照）
No.9	週休2日を確保するためには適正な工期設定が必要ではないか。	営繕工事においては、週休2日を前提とした工期を設定しています。 後工程へのしわ寄せなどが生じないように、後工程の適正な施工期間や試運転調整の期間、クリーニングなどに必要な期間を確保し、適正な工期設定に努めています。
No.10	令和8年10月19日以前の契約工事で令和8年10月20日以降も継続して施工する工事については、改定後の実施要領が適用されるのか。	令和8年10月20日以降に公告又は指名通知を行う営繕工事のみ、改定後の実施要領が適用されます。
No.11	発注者指定方式（通期）で、完全週休2日を希望せず通期により実施していたが、工事進捗が良好で完全週休2日が達成できた場合は、完全週休2日の扱いとなるのか。	施工途中において週休2日の種別を変更することはできません。ご質問の事例は通期の扱いとなります。
No.12	労務費等の補正係数による補正等を廃止したが、週休2日促進工事の取組を終えるということか。	労務費等の補正係数による補正等を廃止しても、週休2日促進工事の取組自体を廃止するものではなく、発注者として週休2日を促進していく考え方に変更はありません。
No.13	就業規則等の提示をもって、「通期の週休2日」の取組状況を確認する資料とすることはどうか。	就業規則によって4週8休を定めている場合、必然的に通期の週休2日を達成するため、実施工程表等による休日の表示による確認を不要としました。 月単位若しくは完全週休2日の達成を確認するためには、従前通り実施工程表等による休日の表示をお願いします。